



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）	（取扱課室名）	ページ
○ 規則		
*7 和歌山県私立学校審議会委員定数規則の一部を改正する規則	（文化学術課） 1
*8 旅館業法施行細則の一部を改正する規則	（生活衛生課） 1
*9 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	（ " ） 2
○ 告示		
191 令和7年度特定計量器定期検査	（商工企画課） 3
192 道路の供用開始	（道路保全課） 5
193 道路の区域変更	（ " ） 5
194 道路の供用開始	（ " ） 6
○ 訓令		
*4 和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令	（医務課） 6
○ 県議会に関する事項		
* 和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	 7

規 則

和歌山県規則第7号

和歌山県私立学校審議会委員定数規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県私立学校審議会委員定数規則の一部を改正する規則

和歌山県私立学校審議会委員定数規則（昭和25年和歌山県規則第39号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第9条第1項</u> の規定による和歌山県私立学校審議会委員の定数は10人とする。	私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第10条第1項</u> の規定による和歌山県私立学校審議会委員の定数は10人とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第8号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和58年和歌山県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(原湯等及び浴槽水の水質基準等) 第 7 条 条例第 3 条第 3 項第 2 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。			(原湯等及び浴槽水の水質基準等) 第 7 条 条例第 3 条第 3 項第 2 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。		
基準項目	水質基準	測定方法	基準項目	水質基準	測定方法
略			略		
大腸菌	1 ミリリットル中 1 c f u 以下であること。	略	大腸菌群	1 ミリリットル中 1 個以下であること。	略
略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第9号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則 (平成16年和歌山県規則第70号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(原湯等及び浴槽水の水質基準等) 第 8 条 条例第 7 条第 4 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。			(原湯等及び浴槽水の水質基準等) 第 8 条 条例第 7 条第 4 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。		
基準項目	水質基準	測定方法	基準項目	水質基準	測定方法
略			略		

大腸菌	1 ミリリットル中 1 c f u 以下であること。	略	大腸菌群	1 ミリリットル中 1 個以下であること。	略
略	略	略	略	略	略

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第191号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和7年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

令和7年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
高野町	高野山学びの杜	令和7年4月24日
かつらぎ町	かつらぎ町役場花園支所	令和7年5月13日
	紀北川上農業協同組合志賀グリーン店	〃
	大谷公民館	令和7年5月14日
	かつらぎ体育センター	〃
	紀北川上農業協同組合見好西総合選果場	令和7年5月15日
	笠田ふるさと交流館	〃
橋本市	学文路地区公民館	令和7年5月20日
	隅田地区公民館	〃
	紀見地区公民館	〃
	高野口地区公民館	令和7年5月21日
	橋本市保健福祉センター	令和7年5月22日
九度山町	九度山町役場	令和7年5月23日
由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所	令和7年5月27日
	紀州日高漁業協同組合大引支所	〃
	由良町役場	〃
日高町	紀州農業協同組合アグリセンターひだか選果・集荷場	令和7年5月28日
美浜町	美浜町役場	令和7年5月29日
御坊市	紀州農業協同組合がいなポート	令和7年6月3日
	塩屋公民館	〃
	紀州農業協同組合野口事業所	〃

	御坊市立体育館	令和7年6月4日
	藤田会館	令和7年6月5日
	財部会館	〃
日高川町	寒川診療所	令和7年6月17日
	日高川町役場美山支所	〃
	旧早蘇営業所	令和7年6月18日
	日高川交流センター	〃
	山野小学校	令和7年6月19日
	和佐公民館	〃
	日高川町保健センター	〃
印南町	紀州農業協同組合切目川出張所	令和7年6月25日
	紀州農業協同組合稲原出張所	〃
	紀州農業協同組合切目集荷場	令和7年6月26日
	印南町公民館	〃
みなべ町	南部公民館岩代分館	令和7年9月9日
	みなべ町中央公民館	〃
	清川公民館	令和7年9月10日
	高城公民館	〃
	みなべ町役場	令和7年9月11日
すさみ町	江住公民館	令和7年9月18日
	すさみ町総合センター	〃
上富田町	紀南農業協同組合営農センター	令和7年9月19日
白浜町	旧白浜漁協椿支所	令和7年9月25日
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	白浜町役場安居出張所	〃
	日置川拠点公民館	〃
	白浜町役場富田事務所	令和7年9月26日
	白浜中央公民館	〃
田辺市	白寿荘	令和7年10月9日
	湯ノ又集会場	〃
	龍神行政局	〃
	近野林業会館	令和7年10月10日
	中辺路公民館	〃
	大塔総合文化会館	〃
	富里連絡所	〃
	上芳養農村環境改善センター	令和7年10月16日
	JA紀南芳養谷選果場	〃
	上秋津農村環境改善センター	〃
	秋津川公民館	〃
	東原多目的集会所	令和7年10月17日

三栖コミュニティセンター	〃
稲成公民館	〃
秋津地区多目的研修センター	令和7年10月22日
万呂コミュニティセンター	〃
新庄公民館	〃
旧田辺市役所第2別館	令和7年10月23日
〃	令和7年10月24日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、令和7年4月24日から令和8年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第192号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字井関字中川原1391番4地先から同町大字井関字面モ田1557番2地先まで

供用開始の期日 令和7年3月21日

和歌山県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上芳養字畑谷4919番1地先から同市上芳養字畑谷4901番1地先まで	旧	3.33 } 12.54	369.69	
田辺市上芳養字石神5038番6地先から同市上芳養字畑谷4901番1地先まで	新	6.44 } 18.72	367.89	

和歌山県告示第194号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 旧 田辺市上芳養字畑谷4919番1地先から同市上芳養字畑谷4901番1地先まで

新 田辺市上芳養字石神5038番6地先から同市上芳養字畑谷4901番1地先まで

供用開始の期日 令和7年3月21日

訓 令

和歌山県訓令第4号

福 祉 保 健 部

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センター収入事務取扱規程（昭和61年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保険者 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）、<u>船員保険法</u>（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生保法」という。）、<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）、その他の法令に基づき医療給付を行う機関等をいう。</p> <p>(2) 被保険者 <u>健保法、国保法及び船保法の規定による被保険者</u>、<u>労災法の規定による保険加入事業所における労働者</u>、<u>生保法の規定による被保護者</u>、<u>高確法の適用を受ける者並びにその他の法令に基づく医療給付の適用を受ける者等をいう。</u></p> <p>(保険請求) 第14条 保険者に対する請求は、財務規程第19条</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保険者 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）、<u>日雇労働者健康保険法</u>（昭和28年法律第207号。以下「日雇健保法」という。）、<u>船員保険法</u>（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生保法」という。）、<u>老人保健法</u>（昭和57年法律第80号。以下「老保法」という。）、その他の法令に基づき医療給付を行う機関等をいう。</p> <p>(2) 被保険者 <u>健保法、国保法、日雇健保法及び船保法の規定による被保険者</u>、<u>労災法の規定による保険加入事業所における労働者</u>、<u>生保法の規定による被保護者</u>、<u>老保法の適用を受ける者並びにその他の法令に基づく医療給付の適用を受ける者等をいう。</u></p> <p>(保険請求) 第14条 保険者に対する請求は、財務規程第19条</p>

の規定により調定し、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）その他の法令の規定による請求を行わなければならない。

2 略

の規定により調定し、保険医療機関及び保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する省令（昭和33年厚生省令第31号）その他の法令の規定による請求を行わなければならない。

2 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

県議会に関する事項

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

和歌山県議会議長 鈴木 太 雄

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等</p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等</p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号</p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第8条 略</p>

2～8 略

9 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ 略

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

10 略

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならぬ書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 略

2～5 略

(開示決定等の際に通知すべき事項)

第12条 略

2～8 略

9 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ 略

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

10 略

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならぬ書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 略

2～5 略

(開示決定等の通知)

第12条 略

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第9条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話番号

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。イを選択した場合は、希望する送付の方法を具体的に記載してください。
(例えば、普通郵便、本人限定受取郵便等)

ア 個人情報窓口における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付
 その他 ()
 <実施の希望日> 年 月 日
 イ 写しの送付を希望する。
 <送付の方法> _____

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他 ()
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式 (第20条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話番号

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

ア 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者

(ふりがな)

イ 本人の氏名 _____

ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

5 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

受付	担当課
	班 (係)
	電話番号 () - 内線

別記第16号様式中「の特定する」を「を特定する」に改める。

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式 (第25条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

和歌山県議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 電話番号 _____

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 38 条第 1 項第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 38 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
任意代理人委任者
(ふりがな)

イ 本人の氏名_____

ウ 本人の住所又は居所_____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

5 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他()

受付	担当課
	班(係)
	電話番号() - 内線

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条第10号の改正規定 令和7年3月24日
 - (2) 第8条第9項の改正規定 和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第 号）の公布の日
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。